

令和8年1月20日 開会
令和8年1月20日 閉会
(臨時第1回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 1 号

令和 8 年第 1 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

令和 8 年 1 月 15 日

大山町長 竹口 大紀

1 日 時 令和 8 年 1 月 20 日（火） 午前 10 時

2 場 所 大山町役場議場

3 付議事件

議案第 1 号 大山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 2 号 大山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 3 号 工事請負契約の締結について（大山町アウトドアライフ事業促進施設新築工事）

議案第 4 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 11 号）

議案第 5 号 令和 7 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 4 号）

○開会日に応招した議員

| | |
|---------|---------|
| 浅 田 龍太郎 | 小 林 直 哉 |
| 近 藤 隆 博 | 京 力 久 子 |
| 西 本 憲 人 | 豊 哲 也 |
| 島 田 一 恵 | 加 藤 紀 之 |
| 池 田 幸 恵 | 大 原 広 巳 |
| 米 本 隆 記 | 大 森 正 治 |
| 杉 谷 洋 一 | 近 藤 大 介 |
| 野 口 俊 明 | 吉 原 美智恵 |

○応招しなかった議員

なし

第 1 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

令和 8 年 1 月 20 日（火）午前 10 時

議 事 日 程

令和 8 年 1 月 20 日（火）午前 10 時開会（開議）

- 1 開会（開議）宣告
 - 2 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第 1 号 大山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 日程第 4 議案第 2 号 大山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 日程第 5 議案第 3 号 工事請負契約の締結について（大山町アウトドアライフ事業促進施設新築工事）
 - 日程第 6 議案第 4 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 11 号）
 - 日程第 7 議案第 5 号 令和 7 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 4 号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 浅 田 龍太朗 | 2 番 小 林 直 哉 |
| 3 番 近 藤 隆 博 | 4 番 京 力 久 子 |
| 6 番 豊 哲 也 | 7 番 島 田 一 恵 |
| 8 番 加 藤 紀 之 | 9 番 池 田 幸 恵 |
| 10 番 大 原 広 巳 | 11 番 米 本 隆 記 |
| 12 番 大 森 正 治 | 13 番 杉 谷 洋 一 |
| 14 番 近 藤 大 介 | 15 番 野 口 俊 明 |
| 16 番 吉 原 美智恵 | |

欠席議員（1 名）

5 番 西 本 憲 人

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……………野 間 光 書記 ……………林 原 彰 吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀 教育長 ……………鷺 見 寛 幸
副町長 ……………山 根 篤 大 教育次長……………浦 木 美 穂
総務課長 ……………金 田 茂 之 総合戦略課長……………金 田 弘 美
財務課長 ……………池 山 大 司 幼児・学校教育課長 ……井 上 龍
総合福祉課長……………田 中 真 弓 こども課長……………末 次 四 郎
長寿支援課長……………加 藤 貴 子 農林水産課長……………桑 本 英 治
健康推進課長……………諸 遊 剛 史 水道課長……………大 前 満

午前 10 時開会

○議長(吉原 美智恵君) 皆さん、おはようございます。
〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局長(野間 光君) 互礼を行いますのでご起立ください。一同礼。
着席してください。

開会・開議・議事日程

○議長(吉原 美智恵君) ただいまの出席議員は 15 人です。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、本日の会議には、5 番 西本憲人議員から欠席の届け出が出ていますので、ご報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長(吉原 美智恵君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、2 番 小林直哉議員、3 番 近藤隆博議員を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長(吉原 美智恵君) 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 議案第 1 号 ～ 日程第 7 議案第 5 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 3、議案第 1 号 大山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第 7 議案第 5 号 令和 7 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 4 号）までの 5 件を一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。

本年最初の議会ということで、本年もどうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案第 1 号 大山町乳児等通園支援事業設備及び運営基準条例の制定および議案第 2 号 大山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、昨日はこの条例が一つにならないかというお声もありましたが、提案理由だけは一つにまとめてさせていただければと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

本条例は、国において「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」および「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」がいずれも令和 7 年度に施行され、本町においても令和 8 年度から当該通園支援事業を実施するにあたり、運営等の基準を定める必要があるため、条例を制定するものです。

なお、本条例の施行は、いずれも令和 8 年 4 月 1 日としております。

続きまして議案第 3 号 大山町アウトドアライフ事業促進施設新築工事に係る工事請負契約の締結については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

本工事は、令和 7 年 11 月 26 日に 8 共同企業体を指名し、令和 7 年 12 月 17 日に競争入札を実施したところ、税込金額 2 億 5,905 万円で、大山町アウトドアライフ事業促進施設新築工事 金田工務店・権田工務店特定建設工事共同企業体が落札し、令和 7 年 12 月 22 日付で工事請負仮契約を締結したところ です。

なお、工期は、本契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとしております。

続きまして議案第 4 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 11 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、国の補正予算成立に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に応援金を交付する『社会福祉施設等物価高騰対策事業』や、飼料価格の高止まりによって経営に大きな影響が及んでいる酪農家に対し経営維持の支援を行う『畜産経営緊急救済事業補助金』など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、既定の歳入歳出予算の総額に3,169万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億4,105万7,000円とするものです。

続きまして議案第5号 令和7年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第4号）については、島根県東部を震源とする地震の影響により、応急給水を行うための経費を計上するため、既定の歳入歳出予算にそれぞれ200万円を追加し、総額を1,855万7,000円とするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

（日程第3）議案第1号

○議長（吉原 美智恵君） 5件の提案理由の説明が終わりました。

このあと質疑、討論、採決を1件ずつ行います

これから議案第1号 大山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（14番 近藤 大介君） 議長、14番。

○議長（吉原 美智恵君） 14番 近藤大介議員。

○議員（14番 近藤 大介君） 大山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてということに関して、若干質疑をいたしたいと思います。

乳児等通園支援事業、国のほうで今進められているこども誰でも通園制度に関わる関係条例の整備のようですけれども、改めてこども誰でも通園制度について、制度の目的だったり狙いについて御説明いただきたいと思います。

それから、本町ですと、どの程度この制度への需要があるものか、需要の見通しについて、また、新たにその保育士の確保が必要なのかといった制度、この制度を運用していく上での大山町としての課題なりについて御説明をいただきたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 質疑の答弁に関しましては、それぞれ直接お答えいたしますのでよろしく願いいたします。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。

まず制度の内容でございますが、こども誰でも通園制度とは、全ての子供の育ちを応

援し、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形の支援を強化するという国の制度でございます。

まず対象者ですが、保育園に入っていない子供、0歳6か月から3歳未満の方が制度の対象というふうになります。実際には都会向けの制度ということにはなってくると思います。

利用の方法ですが、1か月1人当たり10時間以内ということで決まっております。

利用の料金ですが、子供1人1時間当たり300円が必要になってきます。こちらにつきましては国のシステムを利用しまして、そこで登録をして利用が可能ということになっております。

大山町では、一時預かりの制度がありますので、大体そちらのほうで利用されるかなというふうなことで考えております。

また大山町の受入れの園ですが、大山町では中山みどりの森保育園を予定しております。受入れ時間としましては、祝祭日を除く、また、土曜日を除く月曜日から金曜日までの9時から12時までということで予定しております。

また受入れの定員ですが、1日当たり3名までということで、ただ、一時保育がある場合は受入れができません。一時保育と別にすることになっておりますので、一時保育がない場合の月曜日から金曜日までの9時から12時までということになっております。

大山町の利用の予定でございますが、大山町の該当の方が約30名ぐらいおられます。大体保育園に入っておられる方が多いので、大山町での利用はほぼないというふうには考えております。

こちらの制度は、どこの保育園に行ってもいいという制度なので、例えば米子の保育園と違っていうことは利用の予定があるのかなというふうには考えております。

あと、本町での需要の見通しは先ほど申しましたとおりで、保育士の確保などの制度の運用をしていく上での本町の課題はということですが、現在、課題となるってということはないというふうには思っております。以上です。

○議員（14番 近藤 大介君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 14番 近藤議員。

○議員（14番 近藤 大介君） はい。国の制度で、どこの保育園なり自治体でも対応されると、大山町の子供さんが米子で預けることも可能だということですが、そうなるのと、逆に、米子や琴浦の人が中山みどりの森保育園に預けるということもあるのかなと思ったりするんですが、それは利用料は、町内、町外、大山町から米子で預ける場合、米子の方が大山で預ける場合も、要は、自治体で定めた条例、中山みどりの森保育園だったらもうとにかく300円なのかといったようなことの確認と、それから制度の周知についても新しい制度ですが、どのような形でこれ周知はされていくものかということ

最後をお願いします。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 料金につきましては、近隣自治体も大体今 300 円で想定されて条例制定のほうをやられる予定です。

大山町でも、どこから来られても 1 時間当たり 300 円ということで予定しております。あと周知の方法ですが、今、国のほうではリーフレット等つくられてこども家庭庁のほうで周知をされております。大山町でも、決まればホームページ、また広報等で周知していきたいというふうには考えております。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長、1 番。

○議長（吉原 美智恵君） 1 番 浅田龍太郎議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） ちょっと何点か聞かせてください。

先日、全協のほうで一般型というふうにお答えいただいたんですけども、この一般型の場合の配置基準について教えていただきたいです。

また、もし配置基準、定められている場合なんですけれども、これについては時間帯専従なのかどうかというところをちょっと教えていただきたいです。お願いします。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） まず保育園での配置基準ということで、大山町では 0 歳児が 3 人に 1 人の配置、1 歳児が 4.5 人に 1 人の配置、2 歳児が 6 人に 1 人の配置、3 歳児が 15 人に 1 人の配置、あと 4・5 歳児が 25 人に 1 人の配置ということになっております。

あと配置、専従の要件はということでしたが、こちらは時間帯ということになります。以上です。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 1 番 浅田議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） では、今回のこの事業に関しては保育士の配置が 1 名という理解でよろしいでしょうか。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） はい。1 日当たり 3 名以内としておりますので誰が来ても配置は 1 人でいいということになります。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原 美智恵君） 12番 大森議員。

○議員（12番 大森 正治君） 今の説明とか、あるいは昨日の全協でもいろいろ説明聞いたんですけども、結局、従来からある一時預かりとかあるいは一時保育、ありますよね。これとの違いはそんなにないのかなっていうふうに思うんですけども。なんか屋上屋、言い方がおかしいかもしれませんが、適切でないかもしれませんが、そんな感じがしないでもないんですけどもね。

これ国が制度として決めたから自治体としても、設置しなきゃならないというふうなことなのかなというふうに思いますけども。利用する側から見れば、どっちが有利なのか、多少違いがありますから、それを考えて利用されるんでしょうけども、周知の仕方として、一時預かりはこうですよ、こども誰でも通園制度のほう利用されたい方はこういうメリットありますからこうですよというふうな周知の仕方もされないけんのかなと思うんですけども。保育の内容もあまり変わらないようですし、それから利用者側から見れば、そういうどっちを選んだらいいのっていうところもあると思いますが、その辺はどういうふうに保護者のほうには、利用者ですね、のほうには周知されるのかなあというふうなことがちょっと心配というか、あるんですけども、どうなんですか。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） まず国のほうで考えておられるのが、幼稚園に入られるまでの0歳6か月から3歳未満の子供がたくさんおられて、そこの方がどこでもこども通園制度を使って預けられるというような想定でございます。

ただ大山町の場合は、かなり保育園に入っておられますし、そのの該当者が先ほど答弁しましたように約30名ぐらいしかいないということでございます。なおかつ、一時保育等かなり使っておられますので、一時保育等のほうを利用される方が多いんじゃないかと思えます。

例えばこども誰でも通園制度を使ったとしても、中山みどりの森保育園に連れて行って、9時から12時までの間しか見れないというような想定ですんで、一時保育ですと、1日預けて1日当たり2,000円という金額でございます。で、こども誰でも通園制度というのは1時間当たりが300円、なおかつ10時間という制限がございますので、可能性があるとしたら、例えば日吉津の保育園に連れて行って、買物をされるときに使われるとかあと病院とか、米子の保育園の利用は使われる可能性があるなというふうには考えております。ただ中山みどりの森保育園に預けて活用されるってのは、まれなケースなのかなというふうには考えております。

以上です。

○議員（12番 大森 正治君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 12番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） どこでも使えるというのがね一つのメリットかなと思
うんですけども。でもその際、今日は米子の保育園を幼稚園を使いたいっていうような
ことがあっても、これ事前登録しておかなきゃならないからできないわけですよ。と
いうことは非常に利用者側から見れば、なんか戸惑いもあるし、難しいのかなっていう
気もするんですよ。その点はどうなのかなっていう気もしますし。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 国のシステムで、どこからでも利用時間が見れる
ようになっておりますんで、利用の制限 10 時間というものがございます。

そのために、事前予約、またそのあとに利用希望日入れて、あと面談ということもあ
りますんで、そういったことを踏まえての利用ということになってきます。あくまで国
のシステムでの運用ということになってきます。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） はい。心配される声として、これを制度として運用し
た場合に、保育園側、保育士さんの負担が増えるんじゃないかというような声もありま
すけども、その辺の懸念は、大山町がこれを運用する場合、ないんでしょうか。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） はい。先ほども言いましたが、一時保育をしてい
ない場合に入園可能としておりますんで、一時保育の担当保育士が見るとい形になり
ます。

ちなみに昨年までの一時保育の状況ですが、中山みどりの森保育園では 37 名の方が
利用されております。その利用日には、一緒に保育することができないんで、利用がで
きないっていう形にはなります。

で、あと名和さくらの丘保育園とかは年間で 167 名、きゃらぼく保育園が 149 名とい
うことで、利用日を多く設定するには中山みどりの保育園しかないのかなということで
今回中山みどりの保育園としております。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 1 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

（日程第4）議案第2号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第2号 大山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1番 浅田 龍太郎君） 議長、1番。

○議長（吉原 美智恵君） 1番 浅田議員。

○議員（1番 浅田 龍太郎君） はい。ちょっと運営の内容に対してなんですけれども、実際におけるまず減免については検討しているかというところが一つ。

あと利用料金と別に実費の負担が発生するのかというところ、またキャンセルがあった場合、こういったルール決めというのはされているのか教えてください。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 3点の質問をいただきました。

まず減免の検討はしておりません。

続きまして利用料金以外の実費負担ということですが、これについては実費負担はございません。

3点目のキャンセルの対応についてということで、現段階で国からキャンセルの指示等がございませんので検討しておりません。今の段階では、各市町村ごとにキャンセルポリシー等作って対応するようということでしたが、令和8年度以降は、統一的な制度なので、国から何らかの指示があるような書きぶりがしてあります。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(日程第5) 議案第3号

○議長(吉原 美智恵君) 議案第3号 工事請負契約の締結について(大山町アウトドアライフ事業促進施設新築工事)の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉原 美智恵君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第3号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(吉原 美智恵君) 起立多数です。
したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

(日程第6) 議案第4号

○議長(吉原 美智恵君) 議案第4号 令和7年度大山町一般会計補正予算(第11号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(14番 近藤 大介君) 議長、14番。

○議長(吉原 美智恵君) 14番 近藤議員。

○議員(14番 近藤 大介君) はい。今回補正の中でですね、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、様々な事業が計上されております。特に医療や介護、福祉などを行う事業者、それから児童養護施設などにもですね、近頃の物価高騰対応について支援を行うという予算については、12月定例でも要望しておった内容ですので、速やかに予算化されたのは非常によかったなと思っております。

農林のほうでも、酪農関係に予算がつけてあるということですので、改めてですね、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、大山町には2億4,000万ほどの配分があったと記憶しておりますが、事業の概要について御説明いただきたいことと、それから、先ほども言いましたけども、酪農に対しての支援はありましたが、それ以外にもですね、様々な養鶏だったり、養豚の事業をされる方もありますし、水産業もあります。こういったところへの支援の検討状況などについても御説明をいただきたいと思っております。

○財務課長(池山 大司君) 議長、財務課長。

○議長(吉原 美智恵君) 池山財務課長。

○財務課長(池山 大司君) 近藤議員さんからの御質問についてお答えいたします。

大山町の配分枠というか限度額がですね、2億4,000万ほどあります。

これまで12月補正、そして今回の補正で提案させていただいた内容の合計がですね1億8,500万ほどになります。残りの5,700万円ほどにつきましては、これから令和8年度の当初予算、今、編成作業中ですがそちらのほうで使わせていただきたいというふうには考えております。

これまで福祉関係ですとか、畜産関係、それから学校給食、いろいろ応援券とか充てさせていただいておりますが、まだもし不十分なところがあれば、そういったところを優先的に当初予算のほうに反映していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（吉原 美智恵君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） はい。お答えいたします。

先ほどの酪農以外の養鶏、養豚、水産業に関する支援の検討状況という御質問でございますが、12月に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用を検討する際にですね、県や関係機関に聞き取りを行っております。その中で当該交付金、今回の乳用牛に対する支援、これについてですね、対象になり得るものとして支援予算を計上したものでございまして、それ以外の養豚、養鶏等につきましては、もう既にいずれも国の支援事業が、支援制度がありまして経営継続ができていうふうに認識しておりまして、今回は対象に挙げてないというところでございまして、今後、追加のほうの予定はございません。以上でございます。

○議員（14番 近藤 大介君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 14番 近藤議員。

○議員（14番 近藤 大介君） はい。2億4,000万の国からの配分があってまだ5,700万、枠が残った状態です。やはり国も求めておりますし、速やかな執行が必要なのかなというふうにも思います。

それでこの重点支援地方交付金のいろんな国が推奨している事業メニューの中にはですね、中小企業や小規模事業者の賃上げ環境を整備するために、この交付金を使ってもいいよということで、こういったところについて、大山町としてはまだ取組がないようですけども、こういったところへの検討状況について少し御説明いただきたいところと、それから農林水産関係では既に聞き取りしていて対応は十分されているということでもありましたが、現状5,700万枠が残っているというところの状況の中で、できるだけ本当に町内の町民ばかりでなく、いろんな事業者にきめ細かく対応ができるように、どのように進められているかということも少し御説明いただきたいと思います。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（吉原 美智恵君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） 御質問のありました中小企業関係の支援でございます。こちらにつきましては、恐らく商工会さん等を通じて商工観光課のほうが中心になって検討していく形になろうかと思えます。

今のところは予算編成の段階でまだ特にそういった要望のほうは確認しておりませんが、今後出てくるようであればそういった部分も加えて、また検討していきたいと思えます。以上です。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（吉原 美智恵君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

さらにきめ細かい対応を進めていってはそのことではございますけれども、先ほど御説明いたしました各団体にですね聞き取りをした段階で、幾つかこういった支援をしていただけないかという要望が実際には挙がっておりました。

ただ、今回の物価高騰対応といたしまして、対応できるものということについては、やっぱり対象が限られるということではございまして、支援したくてもできないものがあるということがございますので、その旨御説明いたしましたし、その点御理解いただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。

○議員（8番 加藤 紀之君） 議長、8番。

○議長（吉原 美智恵君） 8番 加藤議員。

○議員（8番 加藤 紀之君） 農林水産業費の野生鳥獣被害防止事業に関してちょっとお尋ねします。

緊急銃猟にあたって捕獲体制を構築する際に必要となる備品ということで、防護シールド、それからビブスの購入とあります。防護シールドは何となく分かります。ビブスってどんなものですか。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（吉原 美智恵君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

ビブスというものは、緊急銃猟に実際に銃を持つ射手がおりますけれども、その射手ですと射手をサポートする何人かの立入り者を設定するんですけども、そのものが実際に緊急銃猟に従事しているということが誰が見ても分かるように、衣服の上にまとう、そこに緊急銃猟捕獲者もしくは緊急銃猟立入者というふうにちゃんと明記して、それが周りから見えるようにするもの、判別が可能にするようにするものということで、着用するのでございます。

○議員（8番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 8番 加藤議員。

○議員（8番 加藤 紀之君） というのですね、防護機能というものはないものなのでしょうか。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（吉原 美智恵君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

おっしゃるようにビブス自体には防護機能はございません。先ほどありました、防護シールド等で熊等のですね、実際には保護であったり場合によっては緊急銃猟におけます跳弾の回避といったところに防護シートを活用するというところでございます。

実際の現場に立ち入るものにつきましては、実際にヘルメット着用であったり、その盾の着用ということでそちらのほうで防ぐということで予定してるところでございます。

○議員（8番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 8番 加藤議員。

○議員（8番 加藤 紀之君） 今、民間の企業のほうでは、熊の被害について、緊急的に着用する形の防護シールドとはちょっと違いますね。昔でいう忍者が着る鎖帷子みたいなものですかね、ああいうものを開発を急いどるようですけれども、今後そういったものが商品化されれば新たに追加されることとかは検討されますでしょうか。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（吉原 美智恵君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

今回、国の補正予算がございましてそれを活用して年度内に整備するというもので、実際に国の支援対象になる物件については、早期に購入したいと思ってるところでございますけれども、来年度以降も引き続き、県事業もございしますので、そちらのほうで対象なるものがございましたら入れたいというふうには思っております。先ほど御提案のありましたものにつきましても、対象を物品として挙がるといふのであれば、活用を検討したいというふう考えております。以上でございます。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(日程第7) 議案第5号

○議長(吉原 美智恵君) 議案第5号 令和7年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉原 美智恵君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第5号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(吉原 美智恵君) 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長(吉原 美智恵君) これで本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議を閉じます。

令和8年第1回大山町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長(野間 光君) 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。

午前10時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 吉原 美智恵

署名議員 近藤 隆博

署名議員 小林 直哉